

はかりの定期検査をご存じですか?



埼玉県マスコット「コバトン」

計量法第19条の規定により、取引及び証明に使用する「はかり」は、定期検査の受検が義務づけられています。

Q どんな「はかり」が検査対象になるのですか。

取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象となります。

検査の対象となる「はかり」の一例

<取引と見なされる事例>

- (1)スーパー、商店等で量目（商品の重さ）を表記（明示）した商品の売買に使用するはかり
- (2)工場、事業所等で原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するはかり
- (3)学校、給食センター等で食材などの購入のために使用するはかり
- (4)運送業者等（宅配便取次店を含む）が貨物・荷物の運賃算出等に使用するはかり
- (5)農業・漁業で農産物、水産物などの売買、出荷のために使用するはかり
- (6)病院、調剤薬局等で薬の調剤用に使用するはかり
- (7)廃棄物処理業者が、処理費用の算定に使用するはかり
- (8)自動詰込機（自動はかり）により詰め込んだ商品の量目を最終確認するための非自動はかり
- (9)観光農園や農産物直売所において、料金算定や量目表記のために使用するはかり

<証明と見なされる事例>

- (1)保健所（保健センター）、病院、学校、社会福祉施設、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法・条例等に定められた健康診断（体重測定）に使用するはかり（体重計）

検査の対象から除かれる「はかり」の一例

- (1)学校、給食センター、事業所、飲食店、パン屋、製麺所等で原材料の配合（調理）に使用するはかり
- (2)個人が健康管理のために使用するはかり（体重計）
- (3)公民館、公衆浴場等に設置されたはかり（体重計）
- (4)郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり
- (5)農家で目安の計量として使用するはかり
- (6)動物病院で治療のために使用するはかり
- (7)商店等で量目を表記（明示）しないで、商品を小分けにするためのみに使用するはかり

Q 検査手数料はかかりますか。

埼玉県の条例（埼玉県計量法関係手数料条例）で手数料が定められています。
はかりの種類により手数料が異なりますので、図1を参照ください。

Q なぜ検査が必要なのですか。

「はかり」は、社会生活のあらゆる場面に使用されており、消費者と大きく関わっています。
正確な「はかり」が供給されても、使用することにより性能等が低下してきます。このため、計量法では定期的取引・証明に使用する「はかり」の検査を実施し、「はかり」の精度を確保することにより、適正に計量するよう定めています。（計量法第19条）

Q いつ検査すればよいのですか。

定期検査は埼玉県がはかりの使用場所の区域ごとに実施日を定め、2年に1度行っています。
実施日が決まりましたら公示及び通知をしますので、定期検査の案内がありましたら受検してください。
なお、検査を実施するに当たり検査の通知をする都合から、新たに検査を受けられる方は、計量検定所又は市町村（計量）担当課まで御連絡ください。

Q 検査は「どこで」受ければよいのですか。

ひょう量（はかることができる最大能力）が250kg以下の機械式のはかりは、指定された検査会場まではかりを持参していただき検査を行います。また、電気式はかり及びひょう量が250kgを超える機械式はかりは、はかりの使用場所にお伺いして検査を行います。（図3を参照ください。）

Q 検査は「どうやって」受ければよいのですか。

検査までの基本的な流れは、以下のようになります。
県による告示→はかりの所在地市町村による事前調査→市町村長から知事に報告→県(指定定期検査機関)より対象者に検査日時・場所を記載した検査通知の送付。（図3を参照ください。）
検査実施に当たり検査の通知をしていますので、初めて検査を受けられる方は、計量検定所又は市町村（計量）担当課まで御連絡ください。

Q 電気式はかりも検査が必要なのですか。

電気式はかりも取引及び証明に使用していれば定期検査を受ける必要があります。

Q 検査に来てもらってもはかりはいつも使っているし、はかりを持っていく時間もないときはどうすればよいのですか。

県（指定定期検査機関）では、休日や夜間に検査は行っていません。検査日時・時間の希望がある場合は、県の行う定期検査に代わる検査「代検査」を利用することができます。
これは、民間の計量士と直接契約して検査を受け、その旨を県に報告することにより、県が行う定期検査が免除される制度です。
諸費用は計量士との契約により決まります。（埼玉県の検査手数料とは異なります。）

Q 家庭用のマークがあるはかりは、取引・証明に使用することができますか。

家庭用マークが付いているヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケールは、一般消費者の生活のために使用されるものであり、取引及び証明には使用することはできません。（計量法第16条）



家庭用マーク

Q 検定証印等とはどんな印なのですか。

検定証印等は、検定証印と基準適合証印の呼称です。
どちらも、はかりの製造時や修理時の検定に合格した証です。



検定証印



基準適合証印

この検定証印等が付されたはかりは取引及び証明に使用することができます。

※検定証印等が付されていなくても取引及び証明に使用できるはかりは、目盛標識が100未満のはかり、目量が10mg未満のはかり、自動はかり(システムと一体になっていて、検査ができないもの)などがあります。詳しくはお問い合わせください。

Q 自動はかりは定期検査の対象ですか。

平成29年6月の政省令改正により、取引又は証明に使用する自動はかりに検定制度が導入されました。平成31年4月1日から検定が段階的に開始されます。よって、自動はかりは、定期検査ではなく、検定の対象となります。また、検定は、都道府県知事ではなく、指定検定機関が実施します。なお、台手動はかりにリミットスイッチを取り付けたはかりは自動はかりではありませんので定期検査の対象です。御不明な点はお問い合わせください。

Q トラックスケールも検査が必要ですか。

トラックスケールも他のはかり同様取引に使用していれば定期検査が必要です。なお、はかりの設置状況（載せ台面積、周辺のスペースなど）により県の検査ができない場合もありますので、この場合は、メーカー等による代検査を受けてください。また、県の検査の場合、ひょう量により分銅の運搬等の御協力を頂けることが条件となります。

Q 定期検査を受けないと罰則がありますか。

計量法第173条の規定に基づき、50万円以下の罰金となっています。また未受検者に対しては、立入検査等により、定期検査の受検を指導しています。

Q 埼玉県では検査を委託していると聞きましたが。

次のはかりは、指定定期検査機関（（一社）埼玉県計量協会）に検査を委託しています。

○電気式はかり（一部計量検定所が検査を行います）

○機械式はかり（ひょう量が250kgを超えるもの）

※なお、これらの検査を受検する場合、検査日時の指定はできません。

Q 定期検査を受けたい場合や代検査を受けたい場合は、どうすればよいのですか。

○定期検査全般について

埼玉県計量検定所 検査検定担当 TEL：048-652-2171（代表）

○代検査可能な計量士の紹介

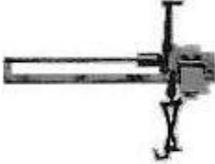
一般社団法人 埼玉県計量協会 ホームページを参照してください。

URL：http://www.saikeikyou.or.jp/

計量器検査手数料一覧表

※手数料は非課税です。

<機械式はかり>

分銅付指示はかり	商業用指示はかり	斜面型指示はかり	体重計	
				
天びん ※分銅付	台手動はかり ※定量増おもり付	等比皿はかり ※分銅付	懸垂手動はかり	不等比皿はかり ※定量増おもり付
				

機械式はかりの検査手数料

能力	100kg 以下	250kg 以下	500kg 以下	1t 以下	2t 以下	5t 以下	10t 以下
手数料	600 円	1,000 円	1,600 円	2,200 円	3,900 円	7,300 円	11,600 円

※分銅・おもり付のはかりは、本体の手数料に
下記の分銅・おもりの検査手数料を加算

棒はかり ※定量おもり付	懸垂指示はかり
	

分銅	定量増おもり	定量おもり
		

棒はかり・懸垂指示はかりの検査手数料 300 円

分銅・おもりの検査手数料 1 個 10 円

<電気式(デジタル式)はかり>



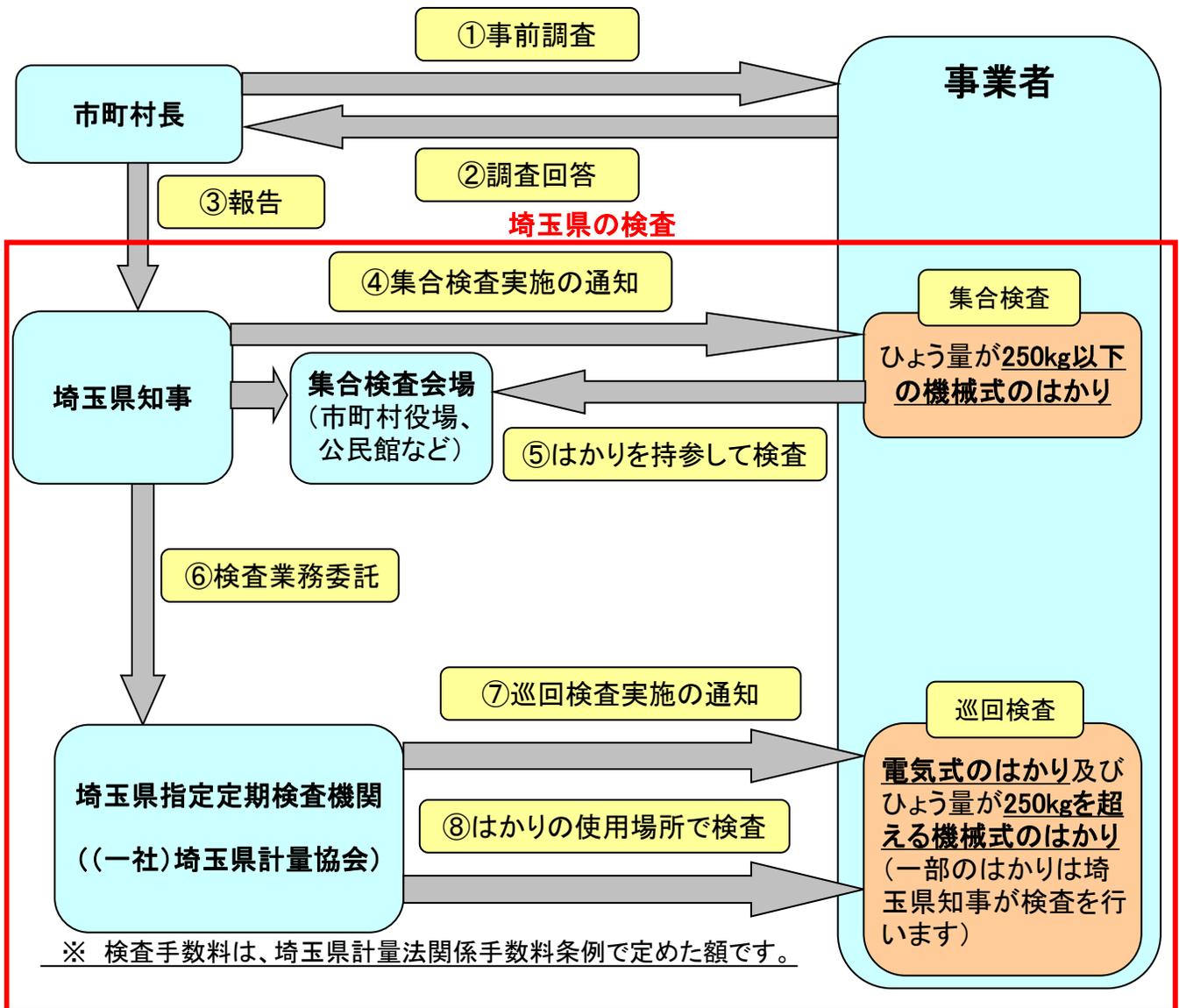
電気式(デジタル式)はかりの検査手数料

能力	100kg 以下	250kg 以下	500kg 以下	1t 以下	2t 以下	5t 以下	10t 以下
手数料	1,500 円	1,900 円	2,300 円	3,200 円	3,900 円	7,300 円	11,600 円

※最小の目量又は、表記された感量がひょう量の1万分の1未満の場合は、手数料が2倍になります。

平成 12 年 4 月 1 日埼玉県条例で制定

はかりの定期検査の流れ



県が行う定期検査に代わる計量士による検査(代検査)を選択し、受検することも出来ます。
 (検査日・検査時間に制約がある場合、休業日等に検査できるメリットがあります。)
 (※検査手数料は、契約で決まります。)

埼玉県知事あて代検査を行う旨の届出をしている計量士(埼玉県計量協会やメーカー等に所属している計量士又は個人の計量士)に事業者が自ら連絡して契約します。(要事前確認)

お問い合わせ先

定期検査全般について

○埼玉県計量検定所
 〒331-0825
 さいたま市北区榑引町2-254-1
 TEL:048-652-2171(代表)
 FAX:048-660-1901

代検査可能な計量士の紹介

○一般社団法人 埼玉県計量協会
 URL: <http://www.saikeikyou.or.jp/>
 (埼玉県計量協会で検索)